

第 88 号議案

ふじみ野市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

ふじみ野市職員の給与に関する条例（平成 17 年ふじみ野市条例第 41 号）の一部を次のように改正する。

第 12 条第 1 項中「、若しくは法第 16 条第 1 号に該当して同法第 28 条第 4 項の規定により失職し」を削り、同条第 4 項中「、若しくは失職し」を削る。

第 12 条の 2 第 2 号中「（同法第 16 条第 1 号に該当して失職した職員を除く。）」を削る。

第 12 条の 4 第 1 項中「、若しくは法第 16 条第 1 号に該当して同法第 28 条第 4 項の規定により失職し」を削り、同条第 3 項中「、若しくは失職し」を削る。

第 14 条第 6 項中「、若しくは法第 16 条第 1 号に該当して同法第 28 条第 4 項の規定により失職し」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和元年 11 月 29 日提出

ふじみ野市長 高 畑 博

提案理由

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第 37 号）の施行に伴い、条文を整理するため、ふじみ野市職員の給与に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、この案を提出するものである。